

岩出市子ども・子育て会議について

1. 会議設置の経緯

子ども・子育て支援法成立(平成24年)

■子ども・子育て会議の設置(法第77条第1項) ➡ (法改正第72条第1項)



平成25年10月 岩出市子ども・子育て会議設置

■子ども・子育て支援事業計画の策定義務(法第61条)



平成27年3月	岩出市子ども・子育て支援事業計画策定
令和2年3月	第2期岩出市子ども・子育て支援事業計画策定

2. 子ども・子育て会議の役割（法第72条第2項）

① 特定教育・保育施設の利用定員の設定

認定こども園、幼稚園、保育所の利用定員の設定について意見を述べること。

② 特定地域型保育事業の利用定員の設定

小規模保育、家庭的保育等の利用定員の設定について意見を述べること。

③ 子ども・子育て支援事業計画に関する事項

子ども・子育て支援事業計画の策定・変更について意見を述べること。

④ 子ども・子育て支援施策の実施状況に関する事項

子ども・子育て支援施策の実施状況を調査審議すること。

3. こども家庭庁創設、こども基本法の成立について

こども家庭庁設置法(令和4年)(令和5年4月1日施行)

- こどもに関する政策に関し、各省庁間の縦割りを解消し支援を途切れさせない
- こどもの年齢及び発達の程度に応じた意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮する

こども基本法(令和4年)(令和5年4月1日施行)

- 日本国憲法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの権利擁が図られ、こども施策を総合的に推進する
 - ・ 市町村こども計画の策定(第10条第2項)
 - ・ こども施策に対し、こども又はこどもを養育する者等の意見を反映させるための措置を講じる(第11条)

令和7年3月 岩出市こども計画(仮称)策定予定

子ども・子育て支援事業計画、子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画